

オープンイノベーション拠点 KicSpace HANEDA (以下、「本施設」という)は、オープンイノベーション拠点 KicSpace HANEDA 施設利用規約 (以下、「施設利用規約」という。)に掲げる利用者区分における会員の利用、会員が利用する権利を有する範囲及び株式会社きらぼし銀行 (以下、「本施設管理者」という)と会員 (第1条第1項が定める申込者を含む。)との間の権利義務関係に関し、次の通り利用規約 (以下、「本規約」という)を制定する。利用者は、本規約に加え、施設利用に際して施設利用規約も遵守するものとする。別段の定めがない限り、施設利用規約で定義された用語については本規約においても同じ意味を有するものとする。

「オープンイノベーション拠点 KicSpace HANEDA」の表示

名称： KicSpace HANEDA

本施設管理者：株式会社きらぼし銀行

所在地：東京都港区南青山 3-10-43

第1条 (会員の登録)

1.会員の登録要件

本施設管理者が招待した者のうち会員の登録を希望する者 (以下、「申込者」という)は、本施設管理者に対し、会員の氏名、所属会社名、連絡先 (電話番号、メールアドレス) その他本施設管理者が別途定める事項を本施設管理者に対して提供し、会員登録の申込みを行う (以下、「会員申込」という)。本施設管理者は、会員申込を受けたとき、申込者の会員登録について審査を実施する。審査を通過した申込者に限り、会員登録が認められる。

2.会員の登録の完了

申込者が審査を通過した場合、本施設管理者は申込者に対して通知を行う。当該通知は、本施設管理者が、申込者に対して、本施設管理者が提供する入館キーデバイス (以下、「入館証」という)の登録をもって行う。申込者は、入館証の有効期間中は会員として本施設への入館が可能となる。なお、入館証の有効期間が切れている場合は、本施設への入館は認められない。入館証の表示ができる端末を保有していない等の事由で入館証を提示することのできない申込者については、本施設管理者の裁量により、会員として入館を認める場合がある。会員は前項に基づき提供した会員情報に変更のあった場合は、遅滞なく本施設管理者に通知しなければならない。

3.個人情報管理の義務

本施設管理者は、会員登録に際し、利用者より開示を受けた個人情報 (個人情報の保護に関する法律2条に定める個人情報をいう。以下同じ) について善良なる管理者の注意をもって管理する。

4.取得した個人情報の利用目的

本施設管理者は、取得した個人情報を以下の目的で利用することとする。

- (1) イベント・会議室利用等の申し込みの受け付け、内容の審査等
- (2) 本施設・イベント等に関する利用者からの問い合わせへの対応等
- (3) イベントへの招待
- (4) 各種案内の送付
- (5) 本施設の運営に伴うマーケティング調査
- (6) 本規約及び施設利用規約に基づく権利の行使や義務の履行

- (7) イベント・会議後の事後管理
- (8) その他、本施設の円滑な運営管理

5.入退館方法

会員は、会員登録後、入館証を利用することで、本施設への入退館を行う。端末の不携帯等により入館証を入館時に提示できない場合には、本施設管理者が認めた場合に限り入館を認められるものとする。

6.会員の登録料

本施設管理者との別段の合意がない限り、会員の登録料は申し受けない。

7.会員資格の譲渡・転貸の禁止

会員資格は個人に帰属するものとし、会員はこれを第三者に対して譲渡、転貸することができない。

8.会員の更新

本施設管理者は、会員の入会及び更新から 1 か月経過毎に会員の見直しを実施する。更新により認められた者は以降も会員としての利用を可能とする。

9.会員の退会

会員は本施設管理者に申し出ること、いつでも会員を退会できるものとする。また、会員による申出がなくても、上記 8 項の見直しで継続利用を認められない場合や、本規約及びオープンイノベーション拠点 KicSpace HANEDA 施設利用規約を遵守しない場合等、本施設管理者の裁量で会員を退会にする場合がある。

第 2 条（会員の利用可能時間、会員同伴者数）

1.会員の利用可能時間

会員の利用可能時間は、原則として平日 午前 9 時から午後 19 時とする。

2.会議スペース利用可能時間

会議スペースの利用は原則として 1 時間以内とする。1 時間を超えて利用を希望する場合には、会員は、本施設管理人の許諾を得なければならない。

3.会員同伴者数

会員同伴者が 3 名以上になる場合、会員は、本施設管理者に事前に連絡し許諾を得なければならない。

第 3 条（入館証の利用）

1.入館証の定義

入館証は、第 1 条の会員登録にて本施設管理者より当該登録を認められた者が、本施設管理者より送信された招待メールに従うことで利用可能となる。入館証は、本施設へのチェックイン、チェックアウトなど、その他本施設の利用に関する機能を提供する。入館証の提供サービスは、事前の通知なく変更することがある。

2.入館証の管理

会員は、入館証を、本施設利用のためにのみ利用することができ、その他の目的のために利用することはできず、又は譲渡・貸与・名義変更・売買等を行うことはできない。会員は、自身の入館証の利用、管理について一切の責任を負うものとし、盗難・紛失・不正利用・他人(管理者、運用者及び委託先等を含む)による無断利用等の場合を含め、本施設管理者は、入館証の利用及び管理から生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとする。

3.会員の義務

会員は、本施設の利用に関し、以下を遵守するものとする。

- (1) ビジネスの創出及び発展、又はこれらに資する情報発信や情報交換を目的として利用する
- (2) 会員申込時に入力した情報にその後変更が生じた場合には、第1条に則り本施設管理者に遅滞なく本施設管理者に通知すること。

会員は、本施設の利用に関して、以下の行為を行うことは禁止される。

- (3) 本施設管理者及び利用者に対し、虚偽、不完全又は不正確な情報を提供する行為
- (4) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (5) 本規約又は本施設の利用目的に反する行為
- (6) 本施設の運営を妨げる行為、犯罪行為に結びつく行為、又は公序良俗に反する行為
- (7) 本施設管理者又はその他の第三者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
- (8) 他の会員の本施設の利用を妨害する行為
- (9) その他本施設管理者が、会員への本施設利用の提供を継続することが不適切であると判断する行為

4. 本施設管理者の免責事項

本施設管理者は、利用者に対し入館証が表示する情報の正確性等、入館証の効果に関する何らの保証も行わないものとする。入館証の利用に関し、利用者が損害を負った場合や利用者間で何らかのトラブル等が生じた場合であっても、本施設管理者は責任を負わない。次の事項については、本規約又は特約において明示的に追加されている場合を除き、利用者へ提供されないものとする。

- (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
- (2) 入館証にかかるデータの内容、変更等に関する問い合わせ

5. 入館証提供の中止・停止・廃止

本施設管理者は、次の場合には、入館証の提供を中止・停止・廃止する場合があります、利用者に対し何ら責任を負わないものとする。

- (1) 本施設管理者の設備の保守又は工事等の理由によりやむを得ないとき
- (2) 天災地変、その他事故等の不測の事態が発生、又は発生するおそれがあるとき
- (3) 本施設管理者の責によらない事由により、入館証の提供ができなくなったとき
- (4) その他、本施設管理者が必要と合理的に判断したとき

第4条（入館証の各種機能）

入館証は、以下の機能を有する。

1. チェックイン、チェックアウト機能

会員が入館証を本施設内に設置された端末にかざすことで本施設管理者が会員の入退館情報を管理できる機能

2. その他本施設の利用に関する機能

第5条（その他事項）

1. 準拠法及び合意管轄

本施設管理者及び利用者は、本規約の準拠法は日本法とすることに合意する。本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 解釈の疑義に対する誠意ある対応の義務

本規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、本施設管理者及び利用者は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとする。

3. 不可抗力による規約の消滅

天変地異その他の本施設管理者及び利用者の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、本規約は終了する。これにより本施設管理者又は利用者の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとする。

4.本規約の改定

本規約は本施設管理者の都合により、内容が変更されることがある。なお、変更の際には、本施設管理者から利用者への通知や掲示等を行うが、通知や掲示忘れ等の本施設管理者に過失がある場合を除き、本施設管理者は変更に伴う責任を一切負わない。

以上、利用者は、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することの無いよう、本施設管理者が円滑に運営を行えるように本施設管理者及び利用者相互と協力し合うものとする。

2021年11月30日

東京都港区南青山3-10-43

株式会社きらぼし銀行

2021年11月30日：施行